

一 学園紛争と大学の危機

一九六八（昭和四十三）年夏から翌六九年にかけて、全国の大学に吹き荒れた学園紛争の嵐は、またたく間に東京外国语大学にも波及した。東京大学、東京教育大学（当時）とともに、本学は国立の“最重症三大学”になつたが、実際には本学がもつとも過激な形態で紛争に見舞われたといつても過言ではない。学園紛争の長期化によって、一九六八（昭和四十三）年度の卒業生の大部分は、翌六九（同四十四）年六月二十八日に中途卒業という事態になり、一九六九（昭和四十四）年度の卒業生の多くは、七〇（昭和四十五）年五月に卒業した。学内を引き裂いた紛争の後遺症も深刻で、大学がほぼ正常な状態に復帰したのは、紛争の発生から約四年後の一九七二年秋頃からであった。

1 紛争の社会的背景

今日から振り返ると、一九六〇年代末期から七〇年代初頭にかけて猖獗^{しやくじやく}をきわめた学園紛争の背景には、全世界的な現代急進主義の高揚（とその挫折）という時代的背景があつたことは否めない。この前後に多くの先進工業諸国で時代の熱病のようにスチューデント・パワーが高揚し、学園紛争が同時進行的に発生したこと、パリの学生街を興奮させたいわゆるフランス五月革命（一九六八年）が脚光を浴びたり、毛沢東型のコミュニケーション的発想に鼓吹された中国の文化大革命がピークに達し、「造反有理（謀反には道理がある）」のスローガンがわが国の学園紛争でも頻出したことなどが、そのことを物語っている。わが国の場合は、こうした世界的潮流に加えて、「七〇年安保」という問題

もあつた。各大学に出現した全共闘（全学共闘会議）を組織的に支えた過激派学生運動の各セクト集団が影響力行使を競いつつ、学園紛争を格好の闘争目標にしたという背景も無視できない。

クラーク・カーがいうように、「学外からみれば、大学は進歩的にみえる。学内の現実は保守的である」（茅誠司監訳「大学の効用」東京大学出版会、一九六六年）という一般的な状況下で、大学は当時、そのようなターゲットになりやすい環境にあつた。たしかに大学は、力が支配する現代社会の諸連鎖のもつとも「弱き環」であり、「大学解体」を叫んでキャンパスのバリケード封鎖を容易に実行する学生たちの反乱にたいして、大学自体としてはまったく無力・無防備であることが証明されたのであつた。こうして全共闘運動が各地・各大学で一斉に展開された。

とくに一九六八年初頭から医療制度をめぐる医学部内の対立に端を発した東京大学の紛争は、学生処分とキャンパスへの機動隊導入問題が重なつてさらに拡大し、多くの大学に強い影響を与えた。しかし、東大紛争の拡大過程で一挙に噴出した東外大紛争の場合は、事情がかなり異なつていた。すなわち、処分問題や機動隊導入問題が前提として存在しない本学において、全学共闘会議（以下、全共闘とする）の学生たちは、大学が学内問題として処理し得る要求とは根本的に異なつた、きわめて難しい課題としての国立大学における学生寮の「管理・運営権を学生の手に」という、まさに直接的に国家と大学の関係にかかわる要求を大学側に提起したのであつた。これにたいして大学当局は、文部省の「〇〇大学学寮管理運営規則」案を新設予定の学寮には適用しないことなどを提案したのだが、学生側を納得させ得ず、いくたびかの「大衆団交」によって大学当局ないしは教官側への不信と憎悪をかきたてられた学生の反乱が一挙に高揚することとなつた。

2 紛争の経緯と問題点

発端としての寮問題

本学の学園紛争は、寮問題から発生した。本学には、一九二四（大正十三）年に建てられた学生寮である日新学寮が中野区上高田二丁目にあつたが、建物の老朽化が著しく、新寮の建設が懸案事項になつていた。

他方、新寮建設に関しては、一九六四（昭和三十九）年度に文部省の参考案「○○大学学寮管理運営規則」（いわゆる「○管規」）が出され、その細則としての受益者負担の原則による「経費負担区分について」と題した通達が各大学に発せられていた。つまり、新寮を建設する場合には、これらの参考案と通達に応じて概算要求すべしというガイドラインが出ていたのである。しかし、本学の日新学寮をはじめ国立大学の多くの学寮には、寮生自治の伝統があり、また大学側と寮生代表との運営協議が行われてきたことに鑑みて、本学執行部は、問題を先送りするかたちで、新寮建設のための予算要求を差し控えていた。

ところが一九六八（昭和四十三）年六月二十七日、石山（正三）学生部長と寮生代表との新寮建設に関する交渉がもたれ、その事後処理に不満を抱いた寮生側は、夏休み後の九月二十日から二十一日にかけての二十四時間交渉で学生部長の約束不履行を追及、その結果、石山学生部長と学生側の柏原（武利）寮務委員長とのあいだに確認書が交わされたのであつた。確認書の内容は、文部省の「○管規」や「負担区分」通達に反対の立場で新寮建設に臨むことなど、学生側に譲歩したものであつたが、これは学生部長室が封鎖された状況での二十四時間交渉という物理的結果からよぎなくされた内容であつた点も否めない。これらの紛争発端時の学生側との対応における齟齬が紛争を拡大させ

る起爆剤になつたのであつたが、いざれにせよ、こうして一九六八（昭和四十三）年九月二十日が、本学における学園紛争の発火点となつた。

大学側はこのような経緯における問題点を認めて、九月二十五日に学生側との最初の「大衆団交」に応じたのであつたが、結果的には教授会（外国语学部）が「〇管規」や「負担区分」についての態度決定を強いられることになつたばかりか、「政府、文部省にどのように対決していくかを明らかにすること」が迫られることとなつた。そしてこの日、学生側には全学共闘会議（柏原武利議長）が結成された。同会議書記局は十月一日の学生大会で「学友会暫定執行部」を名乗ることとなり、以後、学園紛争の指導機関となつたが、学生大会での賛成票は一一七票、つまり全学生数二、二〇〇名の一割にも満たなかつた。

翌十月三日、講堂で全学集会が開かれた。会場に入り切れない程の学生が参加し、教授団、学生側双方が議長団を構成して問題を討議した。この日の全学集会は、学生側が提起した問題を積極的に受け止めて共闘しようとの姿勢を示した伊東光晴、安倍北夫教授らの発言もあって大いに盛上がり、教授団と学生側との相互確認（「全学生的意思を問う」）が行われ、「教授会と学生とが協力して今後の本学の進むべき道を模索すべきことが確認されたのである」（東京外国语大学 学長 小川芳男／同 教授会代表委員会「全学生諸君への提案」、昭和四十三年十二月二十一日）。しかし、この全学集会の熱烈な雰囲気のなかに、大学側、つまり執行部と教授会にとつてきわめて深刻な問題が潜んでいたことについては、ほとんど氣付かれていなかつた。当時、三か月におよぶ外国出張に出かけていた小川芳男学長は、その日の夜、帰国した。

バリケード封鎖と「大衆団交」

十月三日以後、教授会は連日、全学集会での学生側と教授団との確認に基づく寮問題を中心とする声明について討議した。この間、学生側はそれらの声明を教授会と共に闘会議との共同声明として発表すること新たに要求し、そのための「大衆団交」を申し入れた。この申し入れが、帰国した小川学長のもとでの連日の教授会討議を通じ、学生側の要求する方向では行動できないとの結論に傾いていた教授会によって拒否されるや、学生たちは十月十一日、ストライキを決議するとともに、正門にバリケードを築き、講堂を占拠した。一方、教授会は、十月十五日、「〇管規」および「負担区分」について、それらを「支える精神に強い反対の意志を表明する」との声明、大学の自主性に基づく大学自治の原則に関する声明、および育英会奨学生奨学金停止処分への抗議文を発表して学内に掲示した。しかし、これらの二声明、一抗議文は、「支える精神」に反対との表現に示されるように、全学集会のラインよりも後退しており、しかも「一、建造物としての学寮の管理責任は国有財産法にもとづき大学が負う。二、「負担区分」の精神に反対するということは寮生の負担分を全額大学が負担するという意味ではない」との「付記」がついたこともあって、全共闘の学生たちは学内掲示された教授会の声明文をはぎとり、それを自分たちのビラに転載して激しく批判とともに、声明の白紙撤回を大学側に迫った。

学生側は再び「大衆団交」を要求し、十一月一日には教授会に押しかけての強硬な「大衆団交」となったが、翌十一月二日早晚にいたつて教授会が声明の白紙撤回を最後的に拒否すると、ヘルメットと角材（ゲバ棒）で身を固めた全共闘学生らは、教官の学外追放を宣言して本館木造校舎を占拠するとともに、正門のバリケードを強化して紛争をさらにエスカレートさせた。以後、外国语学部教官の（十二月四日以降はアジア・アフリカ言語文化研究所および留学生課程の学部兼担教官も）学内立ち入りが禁止されるという全国的に見ても類例のない異常事態に立ちいたつたので

ある。

二 学園紛争と大学の危機

こうした緊急事態に対処するとともに状況を開拓するため、教授会は十一月二十日、教授会代表委員会の設置を議決し、代表委員に鐘ヶ江信光（教授）、坂本是忠（同）、宮川透（助教授）、田中治男（同）、中嶋嶺雄（講師）の五名を学長指名によつて決定、鐘ヶ江教授が委員長となつて学長、学生部長、学生課長（小沢重男教授）から成る執行部を補佐する臨時指導体制を形成した。学生側は十一月二十九日、総決起集会で寮問題に関する要求を「七項目要求」として提起し、十二月四日の「大衆団交」を大学側に要求した。大学側は教官の学内立ち入り阻止の撤回が前提にならないかぎり応じられないと拒否するとともに（石山学生部長／鐘ヶ江教授会代表委員長「なぜわれわれは十二月四日の『大衆団交』を拒否したか」、昭和四十三年十一月四日）、教授会代表委員会の手による「全学生諸君への提案」と題した十二月十二日付の冊子を小川学長および同委員会名で全学生に送付、学園紛争における大学側の基本的立場を提示した。この提案は、紛争の経緯と問題点を詳細に論じ、「語学中心の大学としての伝統をもつ外語大の性格そのものの再検討」を含む将来の大学改革のヴィジョンにも触れるなどして紛争の根本的解決を模索したものであり、新聞各紙にも大きく報道された。【提案】は、「今回の紛争を通じて露呈された大学側の欠陥について率直に反省する」「この提案はたんに紛争解決のための安易な対症療法的手段として出されたものではなく、将来にわたつて、教官および学生諸君を含む大学全体の新しい方向を確立してゆくための礎石となるべきものである」と述べ、「今こそ、諸君もわれわれも、その一人ひとりが厳しく自己対決し、新しい社会と大学を求めてさらに前進しようではないか」と結んでいる。このような切実な呼びかけにもかかわらず、事態はなんら打開されなかつたが、【提案】の文言に見られるように、当時はまだ、学生側との協同による大学の再生という期待が込められていた。

このような期待が無に帰し、学生側と教授会側とが完全に決裂することとなつたのが十二月十八日から二十日にか

けての未曾有の「大衆団交」であった。十八日開催のこの集会は、教官の学内立ち入りを条件に【提案】をめぐる本学校庭での全学討論集会として大学側が全学生に呼びかけてのものであつたが、大学側の予想とは正反対に事態が進行し、結果的には、すでに全共闘によつて占拠されていた講堂での、教官の自由が拘束されたままの延べ四十二時間にわたる二晩徹夜の「大衆団交」、つまり教官吊し上げのための陰惨な儀式と化してしまつた。しかも原（卓也）助教授の提案によつて報道陣を一切締め出してしまつた閉塞空間での長時間の「大衆団交」は、全国にも例を見ない、まさに人民裁判の様相を呈したものであつた。教官の自由な発言が圧殺されたばかりか、全共闘に与しない発言を行つたアラビア科の学生が壇上から突き落とされて負傷するなど、講堂の内外ではいわゆるゲバルトも行使されたのである。このときの「大衆団交」の経緯についての大学側の見解は、一九六八（昭和四十三）年十二月二十七日付の冊子『今回の紛争の最終段階における経過報告と今後の方向について』（東京外国语大学 学長 小川芳男／同 教授会代表委員会）（以下、「経過報告」とする）に詳しくまとめられている。「紛争の最終段階」とあえて表現した大学側の期待はあえなく潰え去つてゆくが、同報告によれば、この「大衆団交」の間に起こつた、もう一つの重大な出来事が「安東次男教官が、学長にも代表委員にも断ることなくなした背信的言動であ」つた（【経過報告】）。この問題は、やがて安東教授にたいする弾劾・辞職勧告決議に発展し、東外大紛争のもう一つの断面をかたちづくることとなる象徴的な事件なので、本学の歴史にとつても類例のない「大衆団交」の雰囲気を【経過報告】によつてここに再現しつつ、この間の事情を辿つておこう。

「さて、『団交』そのものの経過に立ちかえるならば、十八日の最初の段階において、教授団は中嶋代表委員を通じて、この日の会合を全学討論会とすることを再び呼びかけ、多数の学生の拍手を受けた。……しかし、その後、

二 学園紛争と大学の危機

↓ 東京新聞1968年12月29日

↓毎日新聞1968年12月6日

↓朝日新聞1968年12月6日

全学生に文書郵送

大外紛争解決を直接訴える

↓ 読売新聞1968年12月13日

東京外語大

学生に「提案」郵送

自治教授会と学生協大

東京外語大

A 研を“封鎖”

共闘派 団交拒まれ戦術拡大

東京新聞1968年12月28日

安東^教授に辭職勧告

教説外大紛争收拾に批判的と

東外大では「全学集会」

第六章、明朝解央

次に述べる。

一学生から、教授会の中には、「全学生諸君への提案」に反対する教官がおられるはずで、それは安東教官である、との発言があつた。そして同教官は、さきの教授会において同教官から提出され、討議の済んでいる六項目にわたり質問状を読み上げたのであつたが、このため、教授団側は、「提案」そのものの積極的な説明をする前に、準備せられたと等しい妨害工作にあって、その主張を全面的に展開する機会を失つてしまつたのである。安東教官の質問状に対しては、まず石山学生部長が、共闘会議の七項目要求に対し教授会側が準備していた統一見解に則して二点ばかり説明した後は、中嶋代表委員が行おうとした反批判は発表を封ぜられ、ここで「提案」をめぐっての自由な討論という当初の計画は全く画餅に帰したのであつた。そして、この後、いよいよあの陰惨な吊し上げ団交がはじまることになった。」

とくに「語科別団交」と称して、「○管規」や「負担区分」の問題の法制的側面などを十分に知悉していない教官の言葉じりをとらえて大衆的に追及し、答えに窮して戸惑う教官を嘲笑したり、怒りをぶつけたりという状況が延々と続いた。午前三時頃、小川学長が倒れて入院した。

「肌寒い雨の十九日、午前七時に「団交」からいつたん解放されたが、そのまま学内にとどまることを強要され、簡単な食事と椅子の上での短い仮眠で過ごした教授団は、同日午後六時から再び徹夜の「団交」にかり立てられた。」

「再開された【大衆団交】は中国語科教官に対する詰問から始ましたが、その主題は依然として寮の管理運営問題であり、なおも平行線の議論がくり返された。しかし、この時、とくに、興水、金丸両教官によって示された、非

理性的非人道的『大衆団交』に対する毅然たる抗議の姿勢は、共闘会議側に焦りを呼び起したようと思われる。

……鐘ヶ江、長谷川両教官を含む中国語科四教官に対する大衆的吊し上げが延々と続いていた間、あるいは壇上で共闘会議側学生と語り、あるいは奇怪にも壇から降りて、学生たちの座席の間にすわり、傲然と壇上を眺めていた安東教官の名が、やがて議長によつて呼び上げられた。

再び壇上に戻つた安東教官は、この時、それまで教授会において表明されたことのない、七項目全面承認の意思表示を行つて共闘派学生諸君から拍手喝采を受けた。そして更に、同教官は、教授会代表委員をリコールし、七項目要求を大学執行部につきつけてその実現をはかる、という趣旨を表明した。

これに對して、代表委員の田中（治）教官は『安東教官の七項目承認は荒唐無稽であり、同教官の考える寮に関する学則案は空中楼閣に規則を当てはめるものだ』と批判し、更に、中嶋教官が、『安東教官と共闘会議諸君とが組んだみごとな演出には感服する』と評して、共闘派学生の憤激と興奮を呼びおこした。

すでに前日来の安東教官の言動およびその他の状況判断の材料を考慮してなされた中嶋教官の評言は、しかしながら、事情を知悉しない多くの教官たちにとって、いわば『頗きの石』となつた。

すなわち、この後、石山部長および各代表委員を壇の最前方に並べて、当日出席していた教官が一人一人呼び出され、中嶋教官批判と代表委員会リコールを共闘側から要求されたのであつたが、恐らく、深夜の長時間の『団交』のため判断力がぶつっていたこと、中嶋教官自身の事情説明が怒号と罵声の中で全くなしえなかつたこと、また、代表委員会をリコールしなければいつまでも拘禁を続けるという状態に追いこまれていたことなどの事情のため、結局、二〇名近い教官が共闘側の要求に屈してしまつたのであつた。しかし同時に、脅しに屈せず自己の主張を貫いて、代表委員たちとともに最前列にさらされることに耐えた教官も何人かいたことは忘れられてはならぬ

い」。

このように、この時の「大衆団交」は、今日ではそれが東外大のキャンパスで現実に存在した過去である」とさえ想像しがたい事態であった。そして、「壇上にあつた教官たちも多くの学生諸君とともに立ち上がり強く抗議した」暴力行為にたいしてさえ、「この状態を冷然とながめやつたまま席を立とうとさえしなかつた教官が何人かいた」のも事実であった（以上、前掲『経過報告』）。安東教官のみならず、教授会内部に何人かの全共闘シンパのいわゆる「造反教官」が存在したことこそ、東外大紛争の大きな特異性であつたという性格は、すでにこの時期に明白な輪郭を描きはじめていたのである。

「団交」三日目の朝、教授団は、十二月二十二日に学内で教授会を開き、翌二十三日に「七項目要求」貫徹の「大衆団交」に無条件で応ずるとの鐘ヶ江教授会代表委員長と全共闘側との二つの約束の末、四十二時間の軟禁状態からようやく解放された。

完全に占拠された大学と入試問題

本学存亡の危機にあるとの緊迫感のなかで十二月二十一日夜に学外で開かれた教授会（外国语学部）には、病気および海外出張の者を除く全員七〇名が出席、二晩にわたる「大衆団交」についての論議の末に、「七項目要求」に関する投票では拒否六十三票、受諾二票、白票五の圧倒的多数でこれを拒否することを決め、同時に長時間の軟禁状態で強要された二つの約束は無効であるとして翌日の学内教授会の中止、二十三日の「大衆団交」の拒否を議決した。全共闘側は態度を一層硬化させ、十二月二十三日、AA研究所、留学生課程および外国语学部研究室のある二号館を

封鎖、全国初の全学封鎖によつてキャンパス全体を占拠し、以後本学は全共闘派学生の砦になるという異常事態に陥つた。新聞各紙は、十二月初めから、東外大紛争がA A研や留学生課程にも及んでわが国の国際交流にも影響はじめていると報じていた。教授会は十二月二十四日にも学外で開催され、安東次男教授弾劾および辞職勧告決議が賛成四十六票、反対五票、白票十二で可決された。

ここで目を学外に転ずると、学園紛争はいまや全国に波及していたが、本学とともに東大、東京教育大の国立三大学および私学の日本大学がとくに紛糾を重ねており、これら諸大学の機能麻痺によつて、在学生の卒業・進級のみならず、翌春の入学試験の実施が危ぶまれる状態になりつつあつた。政府・自民党は十二月二十三日、首相官邸で大学問題臨時懇談会を開き、大学紛争対策を協議したが、それに先立つ十二月十六日、文部省は東大、東教大、東外大および日大の四大学学長にたいし、斎藤正事務次官名で次のような異例の「緊急通達」を発した。

「貴大学における紛争が長期化し、教育上はもちろん、社会的にも重大な問題になつてゐるのは、きわめて遺憾である。大學では法令の定めるところに従い、正規の授業を実施する必要のあることはいうまでもない。従つて長期にわたり、所定の授業が行われない場合には、年度内における在学生の単位取得、進級、卒業は不可能となり、新入生の受入れについても重大な支障をきたす。このため紛争の全面的解決への努力を続けることはもとより、とくに本年度中に学生に所定の単位を修得させ例年通り卒業、進級させるために、すみやかに正規の授業の再開をはかるよう最大の努力を払われたい。」

二 学園紛争と大学の危機



東外大の入試実施を報ずる1969年12月30日夜のNHKニュース

が、文部省は年内に結論を出すべく、国立三大学との入試問題協議を十二月二十三日から開催した。本学からは小川学長、石山学生部長、中嶋教授会代表委員、斎藤事務局長が出席、文部省からは斎藤事務次官、宮地大学学術局長らが出席して行われた協議は、さらに二十五日にも続き、次いで二十八日と三十日には坂田（道太）文部大臣も加わって東外大側の状況と意向を聴取した。年末ぎりぎりの十二月三十日、学外での教授会で「入試を平常どおり行うこと」とし、そのため教職員結束してあらゆる努力をする。また、そのための具体的な方法については学長に一任する」旨の決議がなされたが、この決定を受けて同日夜の文部省との協議では、東外大側から、「共闘会議の要求に屈することなく、教官が一致団結して正常な授業を再開すべくあらゆる努力を行う」旨の表明があり、さらに入試を是非実施したいとの意向が述べられた。その結果、双方で意見交換ののち、「入試は平常どおり実施する」ことの協議が成立したのである（以上、「文部省と大学当局との協議メモ」より）。文部省と

二 学園紛争と大学の危機



東外大入試をめぐる文部省との協議。右から小川学長、鐘ヶ江代表委員長、一人おいて中嶋代表委員、手前は石山学生部長



右から中嶋代表委員、小川学長、石山学生部長

のこの最終折衝には、鎌ヶ江教授会代表委員長も加わった。

キャンパスが完全に封鎖・占拠されているにもかかわらず、こうして本学は入試の実行を決断したのであつた。その最大の理由は、大学入試という社会的・教育的責任と、そして何よりも全共闘学生の不法・不当な行為をこれ以上許容できないという、小川学長をはじめとする大学指導部の強い意志であつた。因みに、このとき同時に文部省と協議した東大、東教大は一九六九（昭和四十四）年度入試を中止して大きな社会問題になつた。

こうした状況のなかで、十二月二十五日には、「学生諸君に訴える」と題する小川学長書簡が、学園正常化への贊否を問うハガキの「質問書」付きで発送されたが、状況打開の見通しはまだ立たなかつた。十二月二十七日付で全学生に送付された先の『経過報告』は、「この苦渋にみちた経過報告と、暗い展望しかもたない現状記述を、諸君に送る」と結んでいるが、年末ぎりぎりの時点で入試の実行を決定しただけに、大学側の社会的責任はさらに重いものになつた。

挫折した正常化への動き

翌一九六九（昭和四十四）年一月十三日、小川学長は「今一度全学生諸君に訴える」という文書を送り、アンケート結果の集計では総計一二八二名の回答者のうち八七九名が学園正常化に賛成していること、しかも入試実施を決定して「茨の道」を歩きつつあるが、それも「最後の時期に至つて」いることを説いた。同日付で小川学長と教授会代表委員会は、「われわれはなぜ入試実施を決意したか—あわせて卒業・進級問題について—」と題する訴えと「いわゆる『七項目要求』にたいするわれわれの見解—教授会はなぜ『七項目要求』を受け入れることができないか—」と題する文書を発表し、先の十二月十八—二十日の「大衆団交」で発表を妨げられた大学側の見解を全学生に提示した。

二 学園紛争と大学の危機

↓朝日新聞1969年1月21日

機動隊が乱闘規制

学生集会の
東外大

↓毎日新聞1969年1月21日



東外大も機動隊導入

学外集会の混乱を規制

（左）東京外大で、機動隊員らが学生たちを押さえようとしている。右）東京外大で、機動隊員らが学生たちを押さえようとしている。（右）東京外大で、機動隊員らが学生たちを押さえようとしている。

デッヂ上げ「学生大会」粉碎さる！



機動隊、講堂内に乱入



久保講堂屋上の中島・宮川教育



講堂前で運動隊の過剰規制



くの引おトニかニ崩スリラ 行は果で実歎うでう

その内容は、「七項目要求」は拒否するとはいへ、「〇管規」「負担区分」に関しては「日新寮自治規則を承認し、学則の改正を行う。大学当局による管理を建造物としての寮に限定する」「負担区分通達はその通りには実施しない。

現状では最小限度の私費負担はやむを得ないが、なるべく寮生の負担軽減に努力する」といった宥和的な回答であつた。寮費も当月百円、新寮では月三百円という廉価であるから、光熱水料などの私費負担分を含めても寮生にことさら過大な負担を強いるものではなかつたが、全共闘側はいつこうに納得せず、差し迫つた入試時期をまえに、大学側のジレンマは日一日と深まつていった。右の文書に「東大、教育大にも見られない過激な封鎖戦術（全教官の学外追放、全事務局の封鎖、正門・一号館・二号館のバリケードの実態、報道陣の締め出し。東大の場合、キャンパスにはすべての学生、教官、報道陣が自由に立ち入りできることを考えてみてほしい）」といった切実な訴えの表現があることも、そのことを示している。

こうしたなかで、学生たちの間にも様々な動きが出始めた。いわゆるノンポリ学生の間では、共闘会議さえ一定の評価を与えた東外大改革連盟のような組織が結成され、中立反スト派の大学正常化委員会も活動を開始した。また全学連行動委員会などのいわゆる代々木系の反全共闘組織も存在した。そのなかのグループによつて、学友会「暫定執行部」としての全共闘の任期は十二月で満了しており、全学生の意思を問う学生大会開催を全学連絡会議東外大学生大会実行委員会として要求するので、大学当局は学外に会場を提供すべきであるとの三五二名による署名活動が行われた。これを受けて大学側が準備したのが虎の門の久保講堂であつた。紛争大学に学生集会の会場を提供する施設を探すことはきわめて困難であり、ようやく久保講堂が会場の秩序ある使用を保証するために教授会代表者が立ち会うことなどを条件に会場を貸与してくれたのであつた。一月二十日の学生大会には約四六〇名の学生が参加したが定足数五三七名を満たさず、学生集会に切り替えて議事を進行中、共闘会議の学生が乱入して演壇を占拠しようとし、場内の

学生と衝突、久保講堂側はただちに警察力の発動を要請、警視庁機動隊が導入されて混乱を規制した。

久保講堂での学生大会開催にたいしては、教授会代表委員会と反スト派学生組織の「全学連絡会議」がデッチ上げた「学生大会」である旨の強い批判があり（『東京外国语大学新聞』一九六九年一月十日）、また教授会内部にも批判があつて、とくに原卓也助教授は「1・20学生大会（久保講堂）の状況」と題する詳細なメモを起草した。

封鎖解除と入試の断行

こうした混迷のなかで一月三十一日、入院中の小川学長は健康上の理由で辞意を表明、教授会では一旦辞表が受理されたが、翌二月一日の全学協議会および教授会は、学長に辞意撤回を要請するとともに、「本年度入試実施の方針を確認するとともに、可能な方法を使い現状打開のため行動する自由を学長に与えることを決定」した（東京外国语大学学長・小川芳男／同教授会代表委員会「二月一日教授会決議に関して学生諸君に訴える」一九六九年二月四日）。こうして一種の“非常大権”が学長に与えられたのである。次いで学長は、二月十二日からの入試受付け開始に備え、「早急に正門および建造物の全ての封鎖・占拠状態を解除するよう要求する」との要求書を二月三日付で共闘会議議長に送付した。右の二月四日の文書は、「しかしながら、バリケードの自主的撤去が期待しえないことが明らかになつた場合には、強制力をもつてしてもこれを除去しなければならない、そういう決断をなすべき時が来たという認識が、二月一日の教授会決議の基礎にあるわけです」と述べ、「強制力」の行使を初めてほのめかすとともに、「重ねて訴えますが、われわれの希望しているのは、あくまでもバリケードの自主的な撤去であります」と切々と訴えていた。しかしながら、依然として状況は打開されず、二月六日から十九日にかけて再び大学側（主に中嶋代表委員、小沢学生課長）と全共闘側との最後的な代表交渉が行われ、ようやく三月十日に「全学的公開交渉」を行うことが合意

されたのであつた。ところが同交渉に向けて全共闘側が全教官に発した「招請状」はきわめて脅迫的なものであり、また三月十日当日にはキャンパスでの傷害事件が相次いで発生したため、大学側はついに全共闘との交渉を拒否するのやむなきに至つたのであつた（東京外国语大学学長・小川芳男／同 教授会代表委員会「[三・一〇]公開交渉」拒否とその理由」一九六九年三月十日）。

こうした経緯のうちに、校庭の一部に雪が残つていた三月十六日午前八時、大学側中嶋代表委員、警察側佐々淳行警視庁警備第一課長の立ち会いのもとで約三百人の警察力による封鎖解除が実行された。抵抗の意志を示し続けた学生四名が公安条例違反などで逮捕されたが、一月十八日の東大安田講堂落城の教訓もあつたのか、占拠学生のほとんどがすでに学外に退去しており、封鎖解除にはさしたる混乱もなく、比較的短時間で終了した。同時に大学構内からは、トラック五台分にものぼる石やコンクリート塊が排除された。三月十六日付で発せられた「学生諸君へ」と題する小川学長の文書は、「学生諸君のなかには、機動隊導入が大学に自治を侵害することになるとして反対する人もいるようですが、この五ヵ月間の状態こそ大学そのものの存立を脅かすものにほかならなかつたといわねばなりません」と述べている。

大学当局は、五ヵ月間のバリケード封鎖と建物占拠によって損傷した大学施設を復旧するため、学生たちにたいして「当分の間大学構内への立ち入りを禁止」した。とくに二号館の多くの教官研究室から書籍その他の物品が多数消失しており、図書館事務室から約百万円相当の図書が持ち去られるなどの被害があつたが、新聞各紙も報じていたように、この間の紛争で教授会代表委員として全共闘側と対峙し、入試に関する文部省協議にも加わった中嶋講師の研究室は目を覆わんばかりの惨状で、毛沢東著の初版の論文や著書など貴重な収集資料や国際関係論の英文著書などが火をつけられたり、油や水をかけられたりして散乱し、足の踏み場もない状態であつた。またドイツ語主任の藤田五

↓産経新聞1969年3月17日

ノ一二二に「其工作は八時、去朝の手續を拂ひ其間は監視の五人が眞人され、五方其片より五箇所とがれぬ、室内署へ被せていた。夜は其事務室にて就寝するに付けられ、四人があつて其處に宿すのである。」といふ。四人があつて其處に宿すのである。

東京外大へ機動隊

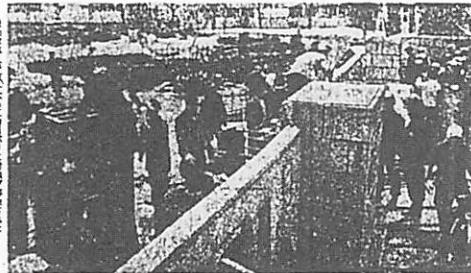
入試を前に封鎖とく

讀壳新聞1969年3月11日

外語東京
話し合い解決絶望
全共闘が違約、交渉中

郎教授の研究室では貴重なドイツ語の録音テープが切断されて投げ捨てられていたなど、占拠学生のモラルが問われねばならない状態で、大学側は小沢重男学生課長名で「大学を封鎖・占拠した一部の学生諸君へ」と題する文書を発し、学生側に注意を喚起した。

こうした状況下で実行されることになった入試に關しては、例年のような二次にわたる試験をせず、三月二十三日午後に例年の三分の一の時間で外国語と国語、数学社会の試験を実施するとともに、今年度は内申書をとくに重視するという内容の募集要項が二月五日に発表され



地獄に入りて身代を立たずとも死にぬ事が出来た

二 学園紛争と大学の危機

↓ 読売新聞1969年3月17日



封鎖が解除された東京外大校舎。残骸の上に土被り用の砂が撒きだされた

東外大にも機動隊

封鎖五ヶ月ぶり解除 学生は抵抗せずに退去

西日本新聞社の記者によると、東京外大は五ヶ月ぶりに封鎖が解除された。封鎖は、3月17日午前10時頃から始まり、午後1時頃まで続いた。この間、機動隊による封鎖解除作業が行われた。封鎖解除後、学生たちはそのまま退去した。封鎖解除作業は、機動隊員によるもので、学生たちは抵抗せずに退去了。

封鎖解除後、東京外大は、再び正常な授業が行われる。しかし、封鎖解除後も、機動隊による監視は継続される。また、封鎖解除後も、東京外大は、依然として封鎖されている。これは、東京外大が、封鎖解除後も、依然として封鎖されているためである。封鎖解除後も、東京外大は、依然として封鎖されている。これは、東京外大が、封鎖解除後も、依然として封鎖されているためである。

東京外大に機動隊

入試ひかえて封鎖解く

西日本新聞社の記者によると、東京外大は、入試ひかえて封鎖が解かれた。封鎖は、3月17日午前10時頃から始まり、午後1時頃まで続いた。この間、機動隊による封鎖解除作業が行われた。封鎖解除後、東京外大は、再び正常な授業が行われる。しかし、封鎖解除後も、機動隊による監視は継続される。また、封鎖解除後も、東京外大は、依然として封鎖されている。これは、東京外大が、封鎖解除後も、依然として封鎖されているためである。封鎖解除後も、東京外大は、依然として封鎖されている。これは、東京外大が、封鎖解除後も、依然として封鎖されているためである。

←朝日新聞一九六九年三月十七日

た。書類のみによる願書受付け期間は二月十七日から二十六日までと、他の国立大学二期校より五日間遅らせることがとなつた。二月二十六日の願書締切りでは定員五一〇名にたいして志願者は六二二八名で、前年度比約八〇〇名の減少ではあつたが、それでも平均倍率は一二・二倍となり、本学への受験生の強い志望には変わりがなかつた。このようにして懸案の入試は、全共闘学生の妨害活動を避けるために、会場を学外の予備校などに分散して三月二十三日に実施された。

強い使命感を持して封鎖解除と入試実施の責任を果たした小川学長は三月三十日の教授会で改めて辞意を表明し、翌四月一日の全学協議会がこれを受理した。同日、後任には学長代行（学長事務取扱）として鐘ヶ江教授（中国語）が選出され、石山学生部長の後任には坂本是忠教授（モンゴル事情）が就任した。紛争に直面して臨時執行部の役割を担つてきた教授会代表委員会も解散することが決まり、本学はここに新しい指導体制で新学期からの授業再開に臨むこととなつた。同時に新しい東外大像を打ち立てるための全学的な研究、新しい大学運営形態の創造が今後の二大課題として提示され、カリキュラム改革を中心とする第一委員会、管理運営・教官人事・学生の地位などを検討する第一委員会からなる「東京外語大改革準備委員会」が発足することとなつた。

授業再開への歩み

新執行部は三月下旬の連日の教授会の議論を経て、四月十日午前十時からのキャンパス開門を学生に通知した。門限を午前八時から午後五時半までとし、学長室などへの立ち入り禁止、ヘルメット、ゲバ棒、投石用の石などの持ち込み禁止、学生証の提示などを条件として求め、四月十四日からの臨時時間割による授業、四月二十一日からの正規授業による六月中の卒業、進級を目指にしたのであつた。

しかし、こうした大学側の目論見は、四月十日の開門直前に門を乗り越えるなどして構内に乱入した全共闘学生の妨害であえなく挫折し、大学側は機動隊の出動を要請、学生一二八名（うち女子学生二三名）が建造物侵入および不退去罪で現行犯逮捕された。このような混乱のため教授会は四月十三日、再び学生の構内立ち入りを禁止し、一週間の休校措置を決定した。さらに四月二十日の教授会は、「現状では授業再開は困難であり、当分の間、学生の立ち入りを禁止し休校する」ことを決定するのやむなきに至つたのである。同時に卒業予定の四年生にたいしては六月末卒業を日程に五月から教官の自宅などでいわゆる「寺子屋」方式による学外授業を行い、自宅待機中の新入生にたいしても可能ななかぎり教官の分散授業、個別授業とともに専攻語学の学習をキャンパス外で開始することとした。

このような授業再開にたいしては、安東教授が四月十日の学生逮捕に抗議して授業を拒否する抗議文を学長代行に提出、また篠田浩一郎、岩崎力、渡瀬嘉朗のフランス語科三助教授は「大学当局の授業再開計画に協力しない」との声明を発表した。一方、研究室を破壊しつくされた中嶋講師は、「このような行為をなした一部学生諸君に強く抗議し、同時に、全学生諸君もこの問題の責任から逃れられるものではない」として学生の反省があるまで講義を行わないとの声明を学内に掲示した。

いずれにせよ、授業再開への道程は険しく、大学側は四月五日には「学園再開を前にして学生諸君に告ぐ」と題する鐘ヶ江学長代行・坂本学生部長連名の文書を、四月二十六日には「学園の危機にさいして学生諸君に訴える」と題する坂本学生部長の文書を全学生に郵送した。六月には「紛争の経過と見解」（東京外国语大学学長代行・鐘ヶ江信光／学生部長・坂本是忠）と題する文書も発送された。そして大学執行部は、七月上旬に大学主催の全学集会を開き、即時授業を再開するとの提案を教授会で行つたが、この提案は否決された。六月二十八日に四年生の大半が卒業したのを待つて、七月一日の教授会は、「一、九月中旬、試験実施（四十三年四月一十月までの分にたいして）、二、十月

↓ 東京新聞1969年9月10日夕刊

東外大進級試験が大混乱



試験をやめて対論しようとアシる学生—東京外国語大学フランス語教室で

教官から用紙奪い破る

35人を逮捕

重症校『浮きぼり

上旬、進級・留年判定、三、十月中旬、四十四年度授業開始」をさまざまな便宜措置を付与して決定し、学生に通知した。この間、七月十六日には白ヘルメットにゲバ棒を持ち、覆面した全共闘学生約二〇名がキャンパスに侵入、守衛を負傷させたうえ学長室のガラスや机を壊すなどの事件が起こっている。こうしたなかで七月二十五日には、紛争解決と授業再開への大学側の努力への理解を求めた学生父兄宛ての鐘ヶ江学長代行の書簡が郵送された。そのような大学側の苦悩のなかで、国会は八月三日、大学運営臨時措置法を強行採決したのである。

夏休み明けの九月十日に開始された進級試験にたいしては、またもや全共闘学生が妨害に出たため、教室に機動隊が出動して学生三五名が威力業務妨害で逮捕されるなど、大荒れの授業再開となつた。九月十三日にも構内をデモした学生四名が公務執行妨害罪などで、同十八日には学生五名ほかが同じく逮捕されている。このような混乱ののちに、大学運営臨時措置法の施行から一ヶ月を目前にした十月十三日、東大文学部、東教大文学部および東外大の“最重症紛争校”がそろつて授業再開に踏み切つた。本学では、約八〇名の全共闘学生が山之内靖助教授の授業（近代西洋経済史）を妨害するなど多少の混乱はあつたが、概ね平静に授業が実施され、こうしてストライキ突入以来一年ぶりに、ともかくも授業再開に漕ぎつけたのであつた。

曲折を経て大学は徐々に正常化の道を辿つていったが、その後もしばしば教授会に学生が乱入したり、学長室などを破壊したり、学内暴力事件が起つたりして、キャンパスの緊張は続いた。一九七一（昭和四十六）年度になつても、秋に外務省特別研究員（在香港日本総領事館）としての香港留学から帰国した中嶋助教授の授業（国際関係論）などがしばしば粉碎の対象になつた。一九七二年度に至つて、大学はようやく一応の正常化を遂げたのであつたが、それでも卒業式が行われ得るような状態になつたのは一九七五年三月になつてからであり、当時の鐘ヶ江学長は、「實に七年ぶりに卒業式典を持ち得ることを衷心より喜ぶものであります」と語つてゐる（「東外大ニュース」No.17）

一九七五年三月十五日)。

3 東外大紛争の特質

教授会内部の対立

本学の学園紛争がいかに深刻であつたかは、これまでの叙述でも明らかであろうが、教授会（この場合は約八〇名の教官から成る外国語学部教授会）内部に紛争をめぐる意見対立があり、一部のラディカルな教官やそれに同調する教官の行動がしばしば紛糾を助長し、紛争の解決をより困難にしたことは否めない。また社会問題にもなつて、マスメディアにも多くの話題を提供した。

「今回の紛争の最終段階における経過報告と今後の方向について」（前掲『経過報告』）に詳しく述べられているような安東次男教授（文学）の行動に対して一九六八（昭和四十三）年十二月二十四日に教授会（外国語学部）がつきつけた弾劾および辞職勧告決議に関しては、翌六九年一月九日に白井健三郎（学習院大学教授）、野間宏（作家）、新島淳良（早稲田大学教授）、安藤彦太郎（同）、丸谷才一（作家）、大岡信（明治大学助教授）ら二十一名の学外の大學生・知識人が連名で「抗議声明」を発表した。声明は同決議が「安東氏の思想ならびに良心の自由を奪おうとするものであり、言論の自由に対する重大な侵害である」「現在でもすでに脅かされつつある思想・言論の自由がこのうえいつそう侵害されることを深く憂うるからである」と述べていた。次いで四月二十一日には同声明を支持し、「安東教授に対する学長ならびに教授会名の『謝罪広告文』を掲載することを要求する」申し入れが、阿部知一（作家）、井上清（京都大学教授）、鶴見俊輔（同志社大学教授）、羽仁五郎（評論家）、吉田喜重（映画監督）の諸氏ら百数十

↓ 読売新聞1969年6月23日

安東教授の辞職勧告

仏文学会が期限付きで 撤回求める文書

（本文は、日本フランス語・フランス文学学会が白井健三郎会員提案の「辞職勧告撤回要求決議」を可決し、六月二十三日には「撤回要求に応じなければ適当な措置を取る。十日以内に回答を求める」という強硬な条件付で教授会に送付された。これらの学外からの要求にたいして本学教授会は七月一日、「同学会の「撤回要求」は大学への不当な干渉である」として、これを無視することを大多数で決定した。安東教授は辞職勧告決議にもかかわらず、その後も暫く全共闘学生との連帯行動をとり、例えば前述した三月十日の「公開交渉」決裂に際しては、小野協一教授（英文学）とともに封鎖中のキャンパスに入つて学生側の抗議集会で学生を激励するなどしていた。やがて授業が再開されてからも、試験による評価拒否などを主張し、以後一貫して教授会への出席を拒否し続け、従つて、キャンパスへもほとんど姿を見せない）

名の学者・文化人の名を連ねて本学教授会に寄せられた。さらに同年六月一日には、安東教授が所属する日本フランス語・フランス文学学会が白井健三郎会員提案の「辞職勧告撤回要求決議」を可決し、六月二十三日には「撤回要求に応じなければ適当な措置を取る。十日以内に回答を求める」という強硬な条件付で教授会に送付された。これらの学外からの要求にたいして本学教授会は七月一日、「同学会の「撤回要求」は大学への不当な干渉である」として、これを無視することを大多数で決定した。安東教授は辞職勧告決議にもかかわらず、その後も暫く全共闘学生との連帯行動をとり、例えば前述した三月十日の「公開交渉」決裂に際しては、小野協一教授（英文学）とともに封鎖中のキャンパスに入つて学生側の抗議集会で学生を激励するなどしていた。やがて授業が再開されてからも、試験による評価拒否などを主張し、以後一貫して教授会への出席を拒否し続け、従つて、キャンパスへもほとんど姿を見せない

二 学園紛争と大学の危機

朝日新聞一九六九年一月三十日



總題也動數十公

原助教授が辞表出す

外東京大教授会の対立決定的

↓毎日新聞1969年3月11日



公認文部が選定のあと開かれた本懇親会の趣旨（吉松太郎著）

教授陣も真っ二つ

東外大 最後の交渉つぶれる

寮費で学生要求のす

「文部省通
連に反對」 東外大が近く回答

卷之三

東外大が近く回答

まま在職して、大学正常化後の一九八二（昭和五十七）年春に定年退職した。

安東教授の問題に次いで、原卓也助教授（ロシア文学）の「辞職通告」問題があった。同助教授は、すでに見たように一九六九年一月二十日の久保講堂での学生大会開催問題を厳しく追及していたが、この集会に関する教授会代表委員会の立場が一月二十二日の緊急教授会で信任四七票、不信任一二票、白票三で信任された翌一月二十三日、「これ以上教授会メンバーとしてとどまることは学問的良心が許さない。教官としての権利、義務の一切を放棄する」と逆に大学当局と教授会を見限るかたちの「辞職通告」を入院中の小川学長に提出した。原助教授の決断は、その知名度もあって新聞（『朝日新聞』一九六九年一月三十日ほか）や週刊誌（『週刊朝日』一九六九年二月十四日号）でも大きく報道された。同助教授は、一九六九年四月初旬の教授会で「いまの学内情勢のもとでは批判勢力として学内にとどまるほうが効果がある」と表明して「辞職通告」撤回を表明、教授会は二度にわたって論議の末、撤回を承認した。原助教授はのちの一九八九（平成元）年九月に第八代学長となり、その後の大学の発展に貢献している。

この間、一九六九年二月二十五日には、家島光一郎（教授）、朝倉剛（同）、篠田浩一郎（助教授）、二宮宏之（同）、岩崎力（同）、渡瀬嘉朗（同）のフランス語学科教官六名の共同声明が発表された。「東外大の現状に関するわれわれの立場と見解」と題するこの声明は、留学中の教官と外国人教師を除く同学科全員の声明として注目され、詳しく報道された（『朝日新聞』一九六九年二月二十六日ほか）が、同声明は大学執行部を「管理的発想から一步も踏みだしえず、最近は一層、その姿勢をあらわにして教官と学生のみぞをぶかめている」と強く批判する一方、全共闘の主張については、「それを支えているものは、人間的自由と品位をもとめる根源的希求であり、大学を真に人間的な創造の場にしたいという正当な要求だと考える」ときわめて高く評価していた。それだけにフランス語科研究室の一部は、封鎖解除後も「全共闘学生の集会所となつてゐる」（『東外大ニュース』No.1 一九六九年七月三十日）状

態であつた。

また、一九六九年三月十日に予定していた「公開交渉」が流れたことに抗議する全共闘学生の集会には十数名の教官が出席、集会終了後には小野協一、篠田浩一郎、岩崎力、渡瀬嘉朗、河島英昭（イタリア文学）、田中克彦（モンゴル語）、安東次男、吉沢典男（音声学）、山之内靖（経済史）の九教官が連名で、「全共闘の提起した問題の重要性を認識し、これと正面から取組むことなしに事態の本質的解決はあり得ない。かかるに執行部（教授会の）代表委員会は、学生との最後の対話の機会さえも自ら葬り去つた。かかる無責任な行為に断固抗議し、執行部、代表委の即時退陣を要求する」との声明を発表した。

一方、留学生課程の菊池武弘、窪田富男、国松昭、松田徳一郎の四教官は一九六九年三月十四日に連名で石山学生部長に宛て、「私たちは、（学長に与えられた“非常大権”の審議など—筆者）全学的な事態に関して、無権利・無責任の状態に置かれ、ついに、これに主体的に参加する機会をうることができませんでした」との理由から、「今年度入試への協力をお断わりします」との書面を提出し、その写しが外国語学部全教官に送付された。

東外大紛争の渦中に直接巻き込まれることは回避されたとはいえ、長期封鎖によって影響を受けたアジア・アフリカ言語文化研究所からは、同研究所教授会名で外国语学部教授会に宛て六九年一月二十二日付で、「入学試験問題の緊迫化と紛争の激化という事態から、万が一にも機動隊の学内導入等による解決手段がとられることには、現在の時点では、反対いたします」との申入れ書が届けられた。

これらの大学内部の不協和音に加えて、大学がようやく正常化に向かい始めていた時期に生じたのが、岩崎力助教授の教授会決議無視留学問題であった。岩崎助教授は今回の学園紛争でも積極的に全共闘を支持する立場に立つて行動しており、六九年九月十日からの試験実施拒否、教授会への出席拒否をすでに声明していた。その岩崎助教授がフ

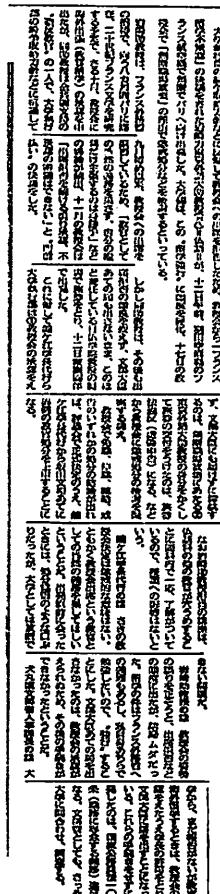
↓朝日新聞1969年12月12日

「フランス政府に悪い、

決議無視して留学

東外大教授会はカンカン

フランス政府の招きによる同年十一月から八か月間の留学を教授会に申請したところ、教授会は「教授会への出席拒否を続けるかぎり審議できない」として留学許可を与えなかつたのである。同助教授は教授会の承認を得ないまま、曰仏学院教師の肩書きで旅券を申請、十二月十二日に渡仏した。このような岩崎助教授の行動を処分するか否かの翌七〇年一月十四日の教授会には全共闘学生がなだれ込むなどの紛糾もあつた。教授会は「諸議論の末、「岩崎助教授を処分する」一件を、投票の結果、多數で可決した」(『東外大ニュース』No.4 一九七〇年一月六日)のちに、学生側にたいしては六九年十二月二十四日、鐘ヶ江学長代行と坂本学生部長が出席して「岩崎助教授に関する説明会」を開いている(同)。大学執行部は諸般の情勢から結局処分をなし得ず、岩崎助教授は留学後無事帰国し、その後は教授会にも復帰したけれど、岩崎問題も新聞にしばしば報道されて話題を呼んだ。



「」のように本学の教授会内部には、「大学解体」を叫ぶ全共闘とのラディカルな連帯を表明するいわゆる「造反教官」やそれに準ずる教官が多かつた。ここに本学のきわめて過激な学園紛争のもう一つの大きな特徴があつたのであり、それだけに大学当局および教授会の対応が難しかつたことはいうまでもない。

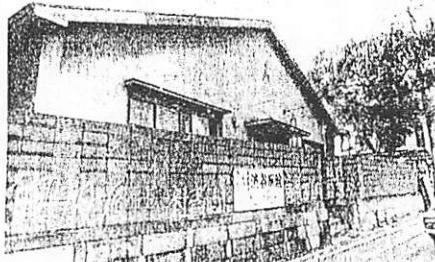
紛争の長期化と凄惨な現実

全共闘派の学生が占拠していた本学の講堂での延べ四十二時間、三日間に及ぶ「大衆団交」がいかに凄惨なものであつたかについては、すでに述べたが、その現実はおそらくわが国の学園紛争でもつとも苛酷なものであつたにちがいない。東大紛争における林健太郎・文学部長の健闘がよく知られているが、東大の場合は報道陣も見張つており、また文学部長室に布団を敷くこともできた。しかし、本学の場合には、そのような猶予はまったく与えられず、「大衆団交」に加わった教官の多くは固い椅子に座ることができればよい方で、ほとんど壇上に立ち尽くさねばならなかつた。二日目の午前七時に一旦解放されたものの、そのまま椅子の上で短い仮眠を許されたのみで再び徹夜の「団交」が続き、さらに凄惨な吊し上げが行われたのであつた。こうして「東大、教育大にも見られない過激な封鎖技術」（前掲「いわゆる『七項目要求』にたいするわれわれの見解」）による本学のバリケード封鎖は五ヶ月にも及び、この間教職員は、一部の全共闘支持の教官を除いて、キャンパスに立ち入ることもまったくできなかつた。バリケード封鎖解除後は大学側の授業再開努力への妨害や抗議行動が続き、大学当局はロックアウトを継続せざるを得ず、こうして結局、一年以上にわたつて本学のキャンパスは閉鎖をよぎなくされたのであつた。このことも、他大学に例を見ない事実であり、「ロックアウトも九月中旬まで“自動延長”されることになるが、ロックアウトが半年に及ぶのは、国立大学では例が無い」（『読売新聞』一九六九年七月三日）と報じられた。

この間、「全学生諸君への提案」（前掲）が紛争の初期にいち早く、「学生諸君が教授会への不信と大学改革ひいて社会変革への情熱を、ヘルメットと角材に象徴される闘争形態のうちに表現し、いわゆる「ゲバルト」をも行使して世論を喚起し、大衆の意識変革をはかるうとしている戦術についてここで一言しなければならない」と強く警告していた「ゲバルト」戦術は、やがて当然のことながら、学生間の各セクト同士の紛争に適用されることとなり、こうして学内暴力も長期化した。一九七〇（昭和四十五）年二月十八日には、イタリア語の奥野拓哉教授の授業を妨害しようとした学生を制止しようとして築田長世学生課長が全治約一〇日間の傷を負った。一九七一年四月、鐘ヶ江学長代行が学長に就任し、外務省特別研究員へ在香港日本総領事館として香港へ留学する坂本学生部長に代わって小沢重男教授が学生部長に選出され、授業もほぼ平常通りに行われるようになつた一九七一年度においても、深刻な学内暴力が発生している。同年十月十二日には全学連運動委員会の学生約三〇名が学生大会を講堂で開催しようとしたところ、「反帝系、社学同系、革マル系の約五十名が、ヘルメット、竹ざお、角材で武装し、投石しながら激しく襲いかかつた」（『東外大ニュース』No.8 一九七一年十一月五日）。二日後の十四日には講堂前にいた反帝系の学生武装集団約二〇名が中庭で集会を開いていた革マル系の学生約一六名に襲いかかり、それに革マル系の外人部隊（学外者一筆者）と思われる約一〇名の完全武装集団が支援に加わり、さらに講堂内にいた反帝系の外人部隊約六名が「長さ1㍍ぐらいの鉄パイプで武装して乱闘に加わり、……石山学生部長（同年五月二十一日の大衆団交で心臓発作を起こして辞任した小沢部長の後任として再任一筆者）がマイクで「直ちに暴力行為をやめなさい」との警告を繰り返した」にもかかわらず、「双方の学生に相当数（実数不明）の怪我人を出し、反帝系学生の一人は左頭部陥没の重傷を負った」のである（以上、前掲『東外大ニュース』）。この事件のため、十月二十一日は大学が臨時休業となり、前日には学内捜索が行われた。

↓朝日新聞1975年11月2日

学生寮『自治の暴走



東京外語大

半数近くが“よそ者”

無法ぶりに市民が怒る

けんかで明るみに

卷之三

問題	解説
(1) 次の文を読み、(A)～(D)の中から最も適切なものを一つ選んで、番号を記入せよ。	（1）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （2）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （3）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （4）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。
(2) 次の文を読み、(A)～(D)の中から最も適切なものを一つ選んで、番号を記入せよ。	（1）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （2）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （3）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （4）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。
(3) 次の文を読み、(A)～(D)の中から最も適切なものを一つ選んで、番号を記入せよ。	（1）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （2）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （3）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （4）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。
(4) 次の文を読み、(A)～(D)の中から最も適切なものを一つ選んで、番号を記入せよ。	（1）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （2）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （3）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。 （4）この問題は、文の意味を理解する力と、文の構造を理解する力を測る問題である。

なめ先生は、ろくな西木匠は、一千九人の学生だけで、あと一

紛争の直接の原因であつた日新学寮が学園正常化以後も放置されたまま無届け在学生や不正規宿泊者（学外者）の占有するところとなり、しばしば暴力事件や不祥事を起こして、地元住民が自警団を組織して生活防衛をはかるなどの事態に立ちいたつたことも、しばしば報道され（たとえば「学生寮“自治の暴走”－東京外語大」「朝日新聞」一九七五年十一月二日）、幾度かセンセーショナルな社会的批判も受けた（たとえば「大学寮の『ゴロッキ』たち」「週刊新潮」一九七五年十二月四日号、「東外大学寮襲撃で逮捕されたクロヘル劇団男女の『アングラ生活』」同誌、一九七六年十月七日号）。こうした経緯のなかで大学執行部は、とくに一九七五（昭和五十）年四月に坂本是忠学長、鈴木幸壽学生部長が就任して以来、ほぼ毎回の教授会で寮問題を議論してきたが、同年十月十六日に発生し十一月一日の朝刊各紙が報じた寮生二名、学外者二名による暴力事件を受けて、十一月五日には新規入寮停止、学外者等排除を内容とする教授会決議を行い、翌十一月六日に告示した。その結果、さらに一年以上を経過した一九七六（昭和五十二）年十二月二十一日の強制執行を経て、約三分の一の建物の取り壊しと整地がようやく行われた（これらその後の寮問題の経緯に関しては、「東外大ニュース」No.20～No.28が毎号特集を組んでいる）。ここまで学園正常化の過程では、本学体育教官の中島光広助教授、川辺光助教授がそれぞれ一九七〇～七一（昭和四十五～四十六）年度、一九七三（昭和四十八）年度に、またドイツ語の福山明治助教授が一九七二（昭和四十七）年度に学生課長として尽力したことも記さるべきであろう。

日新学寮は、その後も残存部分の処理をめぐっては寮生側からの訴訟などもあつて難航したが、一九七七（昭和五十二）年十二月中旬、翌七八年六月中旬と徐々に取り壊され、最終的には一九七九年三月末日をもつて廃寮となつた。就任以来、学園紛争処理への坂本是忠学長の強いリーダーシップのもとで断行された寮問題解決へのこれら一連の措置をもつて学園紛争の最後的な終結と見なせば、寮問題に発端した紛争の発生以来、実に一〇年余の歳月を要して、

紛争が最終的に解決したのだといえよう。寮移転要望の国会請願を含む住民の反対で跡地での新寮建設はついに不可能となり、中野区との代替地折衝の末、荒川区西尾久に留学生のための国際交流会館が一九八五（昭和六十）年四月から開設されることとなつた。日新学寮の跡地は現在、上高田二丁目公園になっている。

このような長期の学園紛争は大学内部にさまざまな人間模様を刻印したのみならず、紛争が原因で何人かの優れた教官が本学を去つていった。それらの教官のなかで注目されたのは、国語学の権威として知られた金田一春彦教授と近代経済学の俊英として活躍中の伊東光晴教授が共に一九七〇（昭和四十五）年春に辞職したことである。金田一教授の退官理由には、紛争中に学外で開かれた教授会に押しかけた全共闘学生の教授への暴言が耐え難かつたこともあらると思われ、伊東教授の場合は、六九年六月十八日に代々木のオリンピック・センターで行つていた授業に約四〇名の全共闘学生が押しかけ、生卵をぶつけるなどの乱暴があつたこと（前掲『東外大ニュース』No.1）も原因の一つであつたと思われる。その他にも何人かの教官が紛争を直接・間接の原因として本学を去つていった。もとより本学内部に、瞬時には癪し難い人間関係の亀裂を刻み込んでしまつたことも、やむをえぬことであつた。

4 紛争の教訓と紛争以後の東外大

学園紛争は大学の教職員にとっても、学生たち、とくに全共闘の学生たちにとっても、そしてまたいわゆるノンボリティカルな一般学生にとっても、さまざまな教訓を残したであろう。しかし、大学側から、とくにその管理責任という立場から振り返るならば、そもそも大学の管理運営を教授会ないしは教職員と学生側ないしは学生大会が平等の立場で協同して担うべきだという構想自体に大きな問題があつたといわねばならない。たとえ教える側と教えられる

側とが人格的には平等であったとしても、大学という共同体において両者が同等に管理責任を遂行することには、根本的な無理がある。

今日では、至極当然に思われるこのような常識的立場が、やはり全世界的なスチュードント・パワーの高揚によつて大学人が動搖していたためであろうか、ほとんど顧みられなかつたところに悲劇の根源があつた。本学における紛争の一方の立場を担つて全共闘学生と対決することになつた教授会代表委員会でさえ、最初の「全学生諸君への提案」では、こう述べていた。「従来の大学のあり方についての学生諸君の根深い不満と、それを克服していくことをする強い意志とが示され、教授会もまたそれらを吸収し、学生とともに考えていく努力をつづけなければならないことを決意した。」「今回の紛争は、諸君とともに、大学の新しいあり方を考え、新しい東京外国语大学像を形成して、現代社会への批判的な対応をはかる課題を提出したものといえよう。」「新しい大学自治のあり方を模索するとき、大学自治をあくまでも教授会自治を主柱にして考へていい、いわゆる『国大協路線』は、古き大学の理念にもとづくものであり、我々は、新しい大学自治の姿を、機能と立場を異にする教授会自治と学生自治との相互協力関係のなかに求めねばならない。」

このように、大学当局や教授会は、全共闘の問題提起にたいし、正面から真剣に対処しようとして、その背後の政治的コンテクストを見ることができなかつたのである。大学自治が教授会自治と学生自治の双方によつて支えられるといった認識自体にも問題が含まれていた。結局、全共闘運動への評価が甘く、機動隊導入によつてのみ解決し得る道をなんとか避けようとして苦悶したのだが、暴力によつてキャンパスが支配されている状況下では、その排除は警察力を頼る以外に方法のないことを、いち早く認識すべきであつたといえよう。これらの点での誤った評価や逡巡、そして不決断が、紛争をより深刻化させ、長期化させたのではなかつたか。

↓ 読売新聞1969年8月7日

研究なき者は去れ

発表義務づけ、五年ごと審査

東外大、きびしい改革案

東京外大は「研究なき者は去れ」を実現すべく、人事委員会（小沢重男）は、大学教員の研究活動を中心とした研究開発費を五十年間、毎年五百円で支給する。研究開発費を支給する五年以内に、研究業績を残さなければ、研究開発費が支給されなくなる。研究開発費が支給されない場合は、研究開発費を支給する。研究開発費が支給されない場合は、研究開発費を支給する。研究開発費が支給されない場合は、研究開発費を支給する。

東京外大は「研究なき者は去れ」を実現すべく、人事委員会（小沢重男）は、大学教員の研究活動を中心とした研究開発費を五十年間、毎年五百円で支給する。研究開発費を支給する五年以内に、研究業績を残さなければ、研究開発費が支給されなくなる。研究開発費が支給されない場合は、研究開発費を支給する。研究開発費が支給されない場合は、研究開発費を支給する。

一方、このように激しい学園紛争を体験したにもかかわらず、あるいはそれ故にこそ、当時の教授会にはなお大学改革への強い意志が存在していた。教授会代表委員会が解散した後に設立された二つの改革準備委員会は、きわめて高い緊張感のなかで作業を開始し、たとえば第二委員会（小沢重男委員長）第四分科会（委員一・小沢重男、土井久弥、和久利晋一、伊東光晴、田中忠治、中嶋龍雄）は、早くも一九六九年夏に「東外大における教官の研究活動と人事に関する改革案」をまとめている。この改革案は、「研究なき者は去れ、発表義務づけ、五年ごと審査—東外大、きびしい改革案」と題して大きく報じられたように（『読売新聞』一九六九年八月七日）、学園紛争から三〇年を経過した今日でも大学改革に関して論じられている問題点を先取りしている

るという点で画期的なものであった。その一部を紹介すると、「（大学改革にとって）まず第一に必要な」とは、教官自身の自由な対話と相互批判に立脚した合理的な評価任用制（Meritocracy）²⁸ やび競争的共存（Competitive co-existence）の原理を導入する」とであろう」として、毎月一回、全教官による出席義務をもつ教官研究会議を行うことを提唱してくる。教官の適性と資格審査に関しては、「全教官が五年」と教官の適性ならびに資格について審査を受ける」とし、「問題点が明らかになつた場合には、本人にたいし文書によつて必要な勧告をおこなう（この場合、退職勧告、降任勧告等もあり得る）」といったものであり、「審査の配点は、研究業績五〇点、教育業績四〇点、大学運営への参与三十点（計一二〇点満点）」として、（教授会の投票によつて選出する常設の）審査委員会（七名）全員の評定平均が八〇点以下の者のみ勧告をおこなう」というものであった。さらに注目すべき点は、「教官の大学間交流（流動性）について」であり、「一、……学問の交流と発展のための他大学・研究機関から的人事異動・交換人事を積極的に受け入れる。一、十年以上ひきつづき本学に勤務した者は、教官配備、研究配置上もしくは大学の管理運営上の特別の事情がない限り、自發的に移動するよう努力することが望ましい。一、海外の大学・研究機関との人事交流・交換教授などについても努力することが望ましい」といった提案で、この点は今日の「教員任期制」を先取りしたものともいえよう。教官の新任人事や昇任人事に関しても、きわめて透明度の高い公正さを求めていた。

こうした改革案は、やはり学園紛争の教訓としてしかあり得なかつたであろうが、しかしここに見られる高揚した意志は、大学正常化の進展に比例して徐々に消失していった。そしていつの間にか、以前と変わらない雰囲気が教授会を支配するようになり、同時に平静と安穏が戻ってきたのである。もつとも、紛争を契機に助手が教授、助教授と平等の資格で教授会構成員となり、この点は本学が全国の他の国立大学でも例を見ない存在になっている。さらに大嵐なカリキュラム改革が行われ、専攻語学以外では「基礎教育科目」が新設されて社会科学概論、文化人類学、国際

関係論などの学際領域が拡充された。このうち国際関係論は一九七五（昭和五十）年度から正式に講座化された。

西ヶ原キャンパスのシンボルでもあった木造の校舎と管理棟は、一九七一（昭和四十六）年夏に取り壊され、今日の四号館が一九七二（昭和四十七）年十二月に完成した。木造のサークル棟取り壊しをめぐっては、再び学生側とのトラブルが生じたが、一九八〇（昭和五十五）年七月下旬に取り壊され、一九八二（昭和五十七）年三月に研究室を中心の五号館が竣工して、キャンパスの姿を一新した。学長室が紛争中にしばしば占拠されたり破壊された体験から、四号館の現学長室が迷路の果てのような位置にあることのみが、今日では、悪夢のようなあの東外大紛争の唯一の名残りなのがもしけない。

【附】 辞表を書いたころ

原
卓也

あまりに月並な感慨から書き起こすことになるが、一時は東京外語大を存亡の危機にまで追いつめた、いわゆる全共闘の「学園闘争」から、今この原稿に向かっている一九九八年八月まで、ちょうど三十年の時が流れすぎた。当時いちばんの矢面に立つて、苦労なさつた小川芳男、石山正三、坂本是忠の三先生はすでに鬼籍に入られて久しく、ゲバ棒を握つて学園粉碎を叫んでいた若者たちも、今や社会の各層で中堅幹部として活躍している。わたしは胸にあふれる複雑な思いをあらわす言葉を知らない。

一九六八年八月、自由と民主主義を求める「プラハの春」にわきたつチエコに、ソ連を中心とするワルシャワ条約機構の軍隊が侵入し、民衆の声を戦車で鎮圧するという暴挙に出た。信州に山ごもりして翻訳にとりくんでいたわたしは急い